

○猪名川町立学校園あり方検討委員会設置要綱

令和 7 年 8 月 24 日
教育委員会要綱第 7 号

(目的)

第1条 猪名川町立学校、園の将来を展望した学校、園のあり方について、幅広い見地から検討し、方向性を見出すため、猪名川町立学校園あり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、猪名川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、調査及び検討を行い、教育委員会に基本方針を答申するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体
- (3) 住民
- (4) 学校園関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問のあった日から諮問事項の答申の日までとする。

2 委員が欠けた時は、必要に応じて委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会には、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところに

よる。

4 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により会議を非公開とすることができます。

5 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(作業部会の設置)

第7条 あり方検討に係る効率的な会議運営を図るため、作業部会を置き、個々の事項について調査・研究を行い、その経過及び結果を検討会へ報告することができる。

(傍聴人)

第8条 傍聴人とは、検討委員会の許可を得て会議を傍聴する者をいう。

(傍聴の申出等)

第9条 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開催予定時刻までに、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

(傍聴できない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している者
- (2) 前号に掲げる者のほか傍聴に必要でない物品類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 係員の指示に従わない者
- (5) その他会議において傍聴させることが適当でないとする者

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、係員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなど、示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙その他不体裁な行為をしないこと。
- (5) 会議室において写真撮影、録画又は録音等これらに類する行為をしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (6) その他、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴者等の制限)

第12条 検討委員会は、会議室等の整理又は協議等のために必要があるときは、傍聴をし

ようとする者を制限することができる。

2 傍聴希望者が、前項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決めるものとする。

(退場命令等)

第13条 検討委員会は、傍聴人が、この要綱に違反したとき若しくは周囲の状況により違反するおそれがあるときは、傍聴人に対し注意を促し、なお改めず会議の命令等又は係員の指示に従わなかったときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

3 第1項の規定により退場を命じられた者は、当日再び傍聴することができない。

(庶務)

第14条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育振興課において処理する。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り決定する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。